

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 9 日

障害福祉サービス等事業所 管理者 様

障害者支援課長

事業所等で発生した事故に関する報告の方法等について

平素より本市福祉行政にご尽力いただきありがとうございます。

さて、表記について、事業所等で発生した事故に関しては、これまで、所定の書類を作成し、郵送・メール・持参といった方式で提出いただいております。また、報告する事故の程度について、明確な基準等がなく、報告が必要な事故かどうかは、事業所の判断となっております。この度、事業所における事故の報告方法等について取りまとめましたので、今後は以下の通りご対応いただきますようお願いいたします。

原則

- ・事故報告は専用サイト内（以下参照）を利用し WEB 上で回答すること。
- ・報告を要する事故の程度は「通院（治療）を要する程度」とすること。

報告に関する詳細は本市ホームページ（ページ番号 1 0 6 3 5 5 9）をご確認いただき、報告は以下のアドレスまたは QR コードからおこなってください。

（既に報告済の案件は再報告不要です）。

QR コード（事故報告用）



URL <https://logoform.jp/f/KkAxe>

また、これら情報を事業所様宛にご連絡する場合、メールによる通知を主な手法としております。しかしながら、アドレスの変更等で、一部事業所に連絡が届いていないことから、この機会に、すべての事業所のメールアドレスを把握したいので、以下のサイトから事業所番号、事業所名、連絡用メールアドレスをご登録ください（5月23日〆切）。

QR コード（メールアドレス登録用）



URL <https://logoform.jp/f/cMczv>

事務担当

福祉局社会福祉部障害者支援課
指定審査グループ 栖村（すむら）
TEL 073-435-1060